

申請者名				チェック者			
項	目	適	否	摘 要 欄		備 考 欄	申請者 チェック欄
申 請 書 ・ そ の 他							
1	建築又は建設承認申請書						
2	委 任 状			・申請者以外が申請行為を代行する場合 ・正副共申請者朱肉で押印		委任事項を記載	
3	開 発 許 可 書 の 写 し						
4	その他市長が必要とする図書			・防災計画図書等			
設 計 図 面							
1	開 発 区 域 区 域 図			1/2500 地形図に区域を示す			
2	土 地 利 用 計 画 図			・建築物等の敷地の場所及び建築物等の位置を表示したもの			
3	建築物等の敷地求積図			・敷地の区域, 形状, 面積			
4	建築物等の平面図			1/200 以上 ・構造及び規模(建築物の延べ面積, 建築面積)			
5	建築物等の立面図			1/200 以上 2面以上			
6	その他市長が必要とする図面			・近接施工図書(建築物と支障となる施設の関連資料等)			
承 認 基 準							
1	承 認 項 目			・支障がないと認めるとき			

都市計画法第 37 条第 1 号 工事完了公告以前の建築又は建設承認申請チェックリスト

※(注)設計図面には、設計者の氏名を記載しなければならない。

承 認 項 目 (該当項目を○で囲む)※市で記載

- 1) 自己の居住の用に供する住宅を目的とする開発行為における建築物の建築
- 2) 自己の業務の用に供する建築物の建築(特定工作物の建設)を目的とする開発行為の建築物の建築(特定工作物の建設)
- 3) 公共施設(道路, 公園, 調整池等)及び公益施設(官公署, 地区センター等)の工区を先行的に整備する場合。
- 4) 建設工事との一体施行が必要な宅地造成で、建築工事と宅地の造成工事とを分離して行う事が物理的に又は施行管理上・品質管理上支障があるもの。
 - ・建築物自体が雨水貯留機能を有する場合
 - ・建築物が擁壁を兼ねる場合
 - ・建築物が擁壁, 管路等の構造物に近接して施工される場合
 - ・雨水貯留施設が駐車場等と兼用されている計画で、外構工事と一体整備の必要性があり先行して施工出来ない場合
 - ・浸透貯留槽が出入口付近等に計画され先行設置すると工事による破損が危惧される場合
 - ・建築工事中の工事車両等の出入口確保のために擁壁工事等が先行して施工出来ない場合
- 5) その他、特に必要があると認められる理由のあるもの(ただし、当該建築行為のため、開発区域及びその周辺の地域に災害が生じないこと(防塵対策・仮排水設置等))